

平成 2 6 年 6 月 1 0 日

第 2 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書
(第 2 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第2回廿日市市議会議案説明書目次

報告第9号	専決処分につき承認を求めることについて	1
報告第10号	専決処分につき承認を求めることについて	3
報告第11号	専決処分につき承認を求めることについて	5
報告第12号	専決処分事項の報告について	7
報告第13号	専決処分事項の報告について	9
報告第14号	専決処分事項の報告について	11
議案第54号	廿日市市税条例等の一部を改正する条例	13
議案第55号	廿日市市立学校設置条例及び廿日市市立学校施設使用条例の一部を改正する条例	17
議案第56号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例	19
議案第57号	廿日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	21
議案第58号	広島圏都市計画事業大野町中央地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例	23
議案第60号	工事請負契約の締結について	25
議案第61号	工事請負契約の締結について	27
議案第62号	工事委託契約の締結について	29
議案第63号	市道路線の認定について	31
議案第64号	委託契約の締結について	33
議案第65号	廿日市市教育委員会委員の任命の同意について	35
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	37

(報告第9号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市税条例の一部を改正する条例)

(税制収納課)

1 専決処分した理由

地方税法の一部が改正され、固定資産税に係る改正規定が平成26年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律に基づき、耐震診断が義務付けられ、その結果が所管行政庁に報告された家屋について、政府の補助を受けて耐震改修工事を行った場合に、当該家屋の固定資産税の2分の1の減額措置を受けようとする者は、改修後3月以内に申告書等を市長に提出しなければならないこととした。

(2) その他必要な規定の整理を行うこととした。

(3) 施行期日

平成26年4月1日

3 専決処分年月日

平成26年3月31日

4 根拠法令

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普

通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

- ③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(報告第10号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例)

(税制収納課)

1 専決処分した理由

地方税法の一部が改正され、都市計画税に係る改正規定が平成26年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市都市計画税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 地方税法の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行うこととした。

(2) 施行期日

平成26年4月1日

3 専決処分年月日

平成26年3月31日

4 根拠法令

報告第9号説明書に同じ。

(報告第 1 1 号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(保 険 課)

1 専決処分した理由

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税に係る改正規定が平成 26 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

- (1) 後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金分）及び介護納付金課税額（介護保険分）に係る課税限度額を次のとおり改正することとした。

区 分		改 正 前	改 正 後
課税限度額	後期高齢者支援金等課税額 (後期高齢者支援金分)	140,000 円	160,000 円
	介護納付金課税額 (介護保険分)	120,000 円	140,000 円

- (2) 低所得者に係る保険税軽減判定所得を次のとおり改正することとした。

区 分	改 正 前	改 正 後
5 割軽減 判定所得	基礎控除額(33 万円) + 24.5 万円×(世帯主を除く 被保険者数+特定同一世帯 所属者数)以下	基礎控除額(33 万円) + 24.5 万円×(被保険者数+ 特定同一世帯所属者数)以 下
2 割軽減	基礎控除額(33 万円) +	基礎控除額(33 万円) +

判定所得	35 万円×(被保険者数＋特 定同一世帯所属者数)以下	45 万円×(被保険者数＋特 定同一世帯所属者数)以下
------	--------------------------------	--------------------------------

(3) その他必要な規定の整理を行うこととした。

(4) 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

3 専決処分年月日

平成 26 年 3 月 31 日

4 根拠法令

報告第 9 号説明書に同じ。

(報告第 1 2 号)

専決処分事項の報告について

(工事請負契約の変更について)

(契 約 課)

1 専決処分した理由

平成 2 4 年議案第 8 6 号により契約を締結することについて議決を得た大野西小学校・大野中学校小中一貫教育推進校建設工事の請負契約については、労務単価等の変更に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要が生じたので、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

現 請 負 金 額	変更請負金額	増 加 額
1, 807, 314, 600円	1, 845, 060, 600円	37, 746, 000円

3 専決処分年月日

平成 2 6 年 4 月 1 4 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 1 8 0 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第 3 号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 2 条の規定により議会の議決を得た契約について、請負金額の増額又は減額が当該請負金額の 1 0 0 分の 5 を超えない変更契約を締結すること。

(報告第13号)

専決処分事項の報告について

(工事請負契約の変更について)

(契 約 課)

1 専決処分した理由

平成24年議案第87号により契約を締結することについて議決を得た大野西小学校・大野中学校小中一貫教育推進校建設電気設備工事の請負契約については、労務単価等の変更に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要があるため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

現 請 負 金 額	変 更 請 負 金 額	増 加 額
234,382,050円	237,571,290円	3,189,240円

3 専決処分年月日

平成26年4月14日

4 根拠法令

報告第12号説明書に同じ。

(報告第 1 4 号)

専決処分事項の報告について

(工事請負契約の変更について)

(契 約 課)

1 専決処分した理由

平成 2 4 年議案第 8 8 号により契約を締結することについて議決を得た大野西小学校・大野中学校小中一貫教育推進校建設機械設備工事の請負契約については、労務単価等の変更に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要があるため、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

現 請 負 金 額	変更請負金額	増 加 額
181, 020, 000円	185, 844, 360円	4, 824, 360円

3 専決処分年月日

平成 2 6 年 4 月 1 4 日

4 根拠法令

報告第 1 2 号説明書に同じ。

(議案第 5 4 号)

廿日市市税条例等の一部を改正する条例

(税 制 収 納 課)

1 提案の要旨

地方税法の一部が改正されたことに伴い、次のとおり市民税等に関する規定を改正しようとするものである。

(1) 個人の市民税

ア 肉用牛の売却による事業所得に係る個人の市民税の所得割の課税の特例の適用期限を3年間延長し、平成30年度までとする。

イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例措置の適用期限を3年間延長し、平成29年度までとする。

(2) 法人の市民税

地方法人税（国税）が創設され、法人税割の制限税率が引き下げられたことに伴い、次のとおり法人税割の税率を引き下げる。

現 行	改 正 案
100分の14.5	100分の12.1

(3) 固定資産税

ア 児童福祉法に規定する小規模保育事業の用に供する固定資産又は就学前の子どもに関する教育、保育等総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園の用に供する固定資産について、非課税措置の適用を受けようとする者は、申告書等を市長に提出しなければならないこととする。

イ 上記の非課税措置の適用を受けていた固定資産が当該用途に供しなくなった場合等には、直ちに申告書を市長に提出しなければならないこととする。

ウ 公共の危害防止のために設置された次に掲げる施設のうち、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得されたも

のに係る課税標準の特例割合を次のとおり定める。

施 設	特例割合
(ア) 水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液を処理する一定の施設	3 分の 1
(イ) 大気汚染防止法に規定する指定物質排出施設から排出し、又は飛散する指定物質の抑制に資する一定の施設	2 分の 1
(ウ) 土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する一定の施設	2 分の 1

エ 冷媒としてアンモニア、空気、二酸化炭素又は水のみを使用する冷蔵陳列棚、冷凍陳列棚等で、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に取得されたものに係る取得後 3 年度分の課税標準の特例割合を 4 分の 3 と定める。

(4) 軽自動車税

ア 軽自動車税の税率を次のとおり引き上げる。

(ア) 原動機付自転車 (年額)

区 分	現 行	改正案
総排気量が 0.05L 以下のもの又は定格出力が 0.6kw 以下のもの	1,000 円	2,000 円
二輪のもので、総排気量が 0.05L を超え、0.09L 以下のもの又は定格出力が 0.6kw を超え、0.8kw 以下のもの	1,200 円	2,000 円
二輪のもので、総排気量が 0.09L を超えるもの又は定格出力が 0.8kw を超えるもの	1,600 円	2,400 円
三輪以上のもので、総排気量が 0.02L を超えるもの又は定格出力が 0.25kw を超えるもの	2,500 円	3,700 円

(イ) 軽自動車

(年額)

区 分			現 行	改正案
二輪のもの（側車付のものを含む。）			2,400 円	3,600 円
三輪のもの			3,100 円	3,900 円
四輪以上のもの	乗 用	営業用	5,500 円	6,900 円
		自家用	7,200 円	10,800 円
	貨 物 用	営業用	3,000 円	3,800 円
		自家用	4,000 円	5,000 円

(ウ) 小型特殊自動車

(年額)

区 分	現 行	改正案
農耕作業用のもの	1,600 円	2,400 円
その他のもの	4,700 円	5,900 円

(エ) 二輪の小型自動車（年額）

現 行	改正案
4,000 円	6,000 円

イ 軽自動車税の税率の区分から専ら雪上を走行する軽自動車を削除する。

ウ 初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した三輪以上の軽自動車（電気自動車、天然ガス軽自動車その他の環境性能に優れた一定の車を除く。）について、標準税率の概ね100分の20を重課する特例措置を講じる。

区 分			重 課 前		重課後
			H27.3.31 以前に初めて車両番号の指定を受けた車両	H27.4.1 以後に初めて車両番号の指定を受けた車両	
三輪のもの			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪以上のもの	乗 用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨 物 用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

(5) その他必要な規定の整理を行う。

2 施行期日

公布の日。ただし、1の(2)の改正規定については平成26年10月1日、1の(5)のうち租税特別措置法の一部改正に伴う引用条項等の整理に係る改正規定及び東日本大震災の特例規定の整理に係る改正規定については平成27年1月1日、1の(4)のア及びイの改正規定については平成27年4月1日、1の(5)のうち地方税法第23条及び同法附則第41条の改正に伴う引用条項の整理については平成28年1月1日、1の(4)のウ及び1の(5)のうち法人税法の一部改正に伴う引用条項等の整理に係る改正規定については平成28年4月1日、1の(5)のうち株式等の規定の明確化に係る改正規定については平成29年1月1日、1の(3)のア及びイの改正規定については子ども・子育て支援法の施行の日

3 根拠法令

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

(議案第 5 5 号)

廿日市市立学校設置条例及び廿日市市立学校施設使用条例の
一部を改正する条例

(教 育 委 員 会)

1 改正の理由

大野西小学校・大野中学校小中一貫教育推進校建設工事が完了し、廿日市市立大野西小学校を廿日市市立大野中学校の所在地に移転させることに伴い、大野西小学校の位置を変更するなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 大野西小学校の位置を次のとおり変更する。

現 行	改 正 案
廿日市市大野原四丁目 3 番 1 号	廿日市市大野原四丁目 2 番 6 0 号

(2) 大野西小学校及び大野中学校の施設使用料の額を次のとおり変更する。

区 分	現 行	改 正 案
大野西小学校運動場	1 時間につき 400 円	—
大野西小学校 運動場照明設備	1 時間につき 190 円	—
大野中学校屋内運動場	1 時間につき 380 円	1 時間につき 770 円
大野中学校柔剣道場	1 時間につき 140 円	—
大野中学校 運動場照明設備	—	1 時間につき 190 円

3 施行期日

平成 2 6 年 9 月 1 日

4 根拠法令

地方自治法

第 2 2 5 条 普通地方公共団体は、第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 5 6 号)

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例

(消 防 本 部)

1 提案の要旨

消防法施行令の一部が改正され、対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準が見直されたことなどに伴い、対象火気器具等に関する規定を改正するとともに、屋外での大規模な催しに係る防火管理に関する事項を定めるなど、次のとおり必要な事項を定めようとするものである。

- (1) 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しで対象火気器具等を使用する場合は、消火器の準備をした上で使用しなければならないこととする。
- (2) 消防長は、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認める屋外での催しを指定催しとして指定し、その旨を当該催しを主催する者に通知し、及び公示することとする。
- (3) 指定催しを主催する者は、防火担当者を定め、その者に火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ、当該計画に従って火災予防上必要な業務を行わせなければならないこととする。
- (4) 指定催しを主催する者は、火災予防上必要な業務に関する計画を消防長に提出しなければならないこととする。
- (5) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しで対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、消防長に届け出なければならないこととする。
- (6) 火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者に対し、罰則を科することとする。
- (7) その他必要な規定の整理を行う。

2 施行期日

平成 2 6 年 8 月 1 日

3 根拠法令

(1) 地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(2) 消防法

第9条 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。

(議案第 57 号)

廿日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

(消 防 本 部)

1 提案の要旨

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報償金の支給額を次のとおり増額しようとするものである。

階 級		勤 務 年 数					
		5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	現 行	189,000円	294,000円	409,000円	544,000円	729,000円	929,000円
	改正案	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円
副 団 長	現 行	179,000円	279,000円	379,000円	484,000円	659,000円	859,000円
	改正案	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円
分 団 長	現 行	169,000円	268,000円	363,000円	463,000円	609,000円	799,000円
	改正案	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円
副分団長	現 行	164,000円	253,000円	338,000円	428,000円	574,000円	759,000円
	改正案	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円
部長及び 班長	現 行	154,000円	233,000円	308,000円	388,000円	514,000円	684,000円
	改正案	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円
団 員	現 行	144,000円	214,000円	284,000円	359,000円	469,000円	639,000円
	改正案	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円

2 施行期日等

公布の日から施行し、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用する。

3 根拠法令

消防組織法

第 2 5 条 消防団員で非常勤のものが退職した場合には、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。

(議案第 5 8 号)

広島圏都市計画事業大野町中央地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例

(都市計画課)

1 提案の要旨

広島圏都市計画事業大野町中央地区土地区画整理事業の施行期間が満了したため、広島圏都市計画事業大野町中央地区土地区画整理事業施行条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

土地区画整理法

第 5 3 条 前条第 1 項の施行規程は、当該都道府県又は市町村の条例で定める。

(議案第 6 0 号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市地御前五丁目及び阿品一丁目地内において施工する地御前 1 号幹線築造工事 (その 2) の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 地御前 1 号幹線築造工事 (その 2)

污水管路施設工

工事延長 4 2 1. 5 メートル

推進工 内径 8 0 0 ミリメートル

人孔工 2 基

(2) 請負金額 1 5 7, 6 8 0, 0 0 0 円

(3) 請 負 者 廿日市市大野 4 4 4 7 番地 1 3

有田建設株式会社

代表取締役 有 田 伸 治

(4) 工 期 議決の日の翌日から

平成 2 7 年 2 月 2 7 日まで

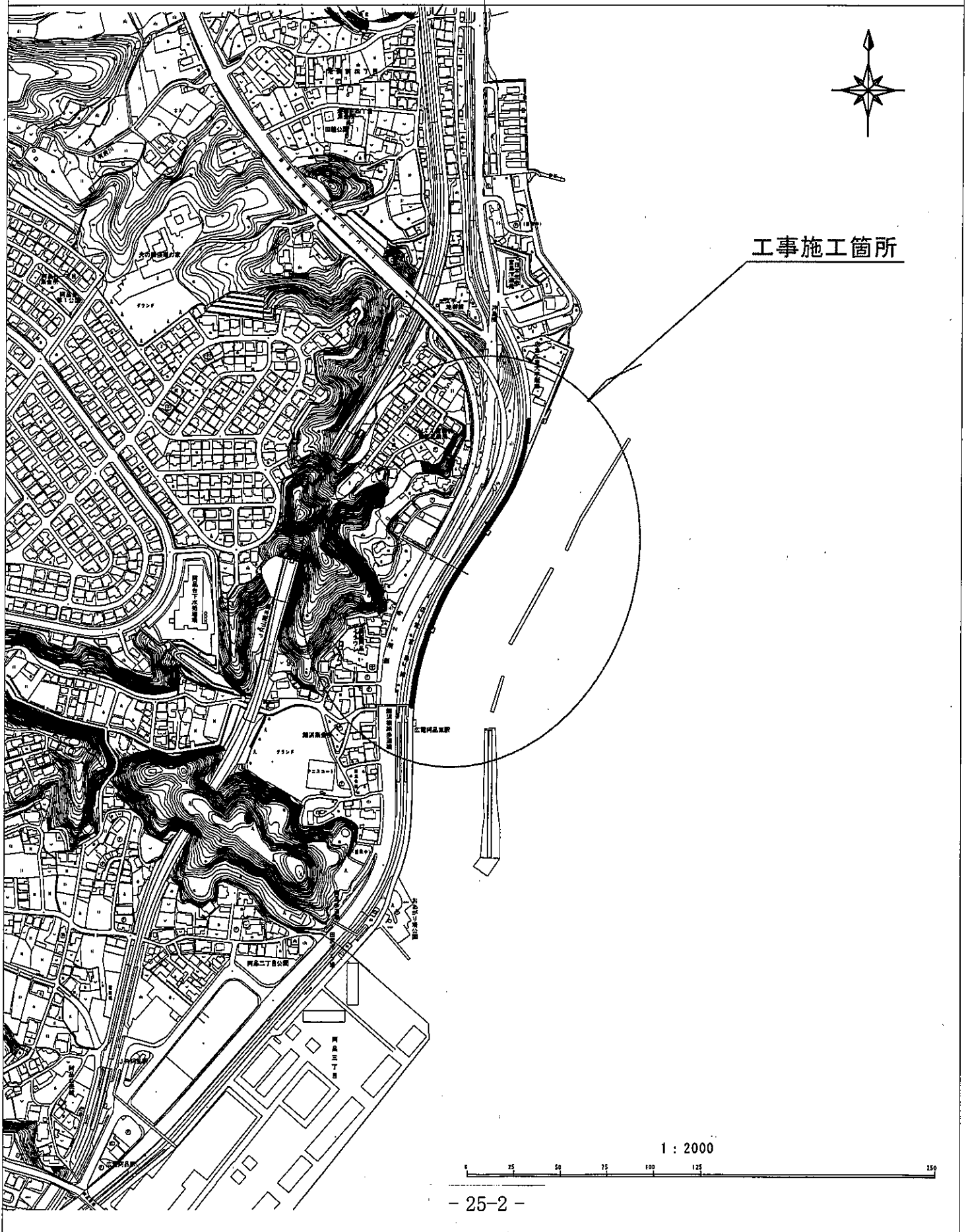
3 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

位置図

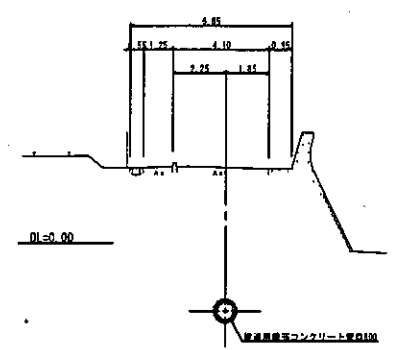
地御前1号幹線築造工事（その2）



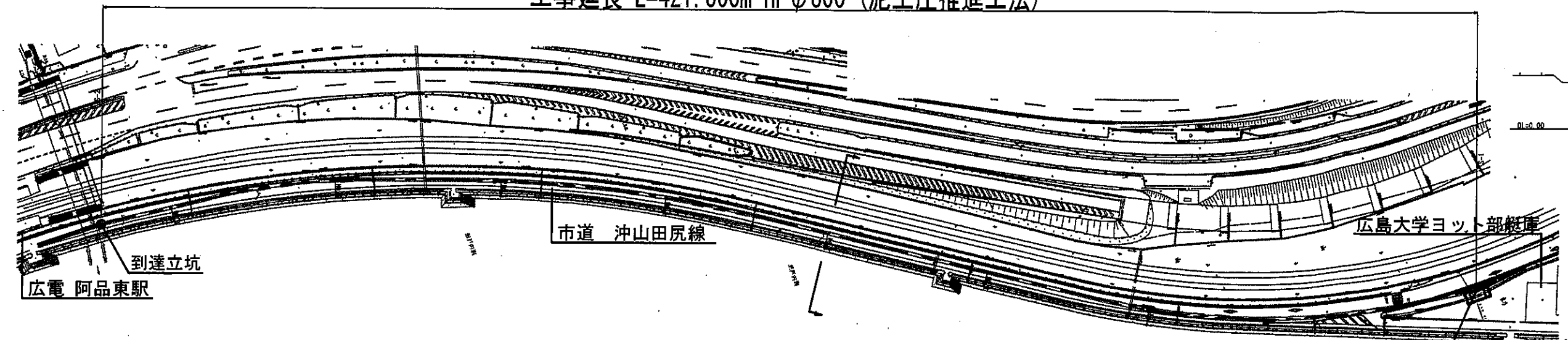
平面図



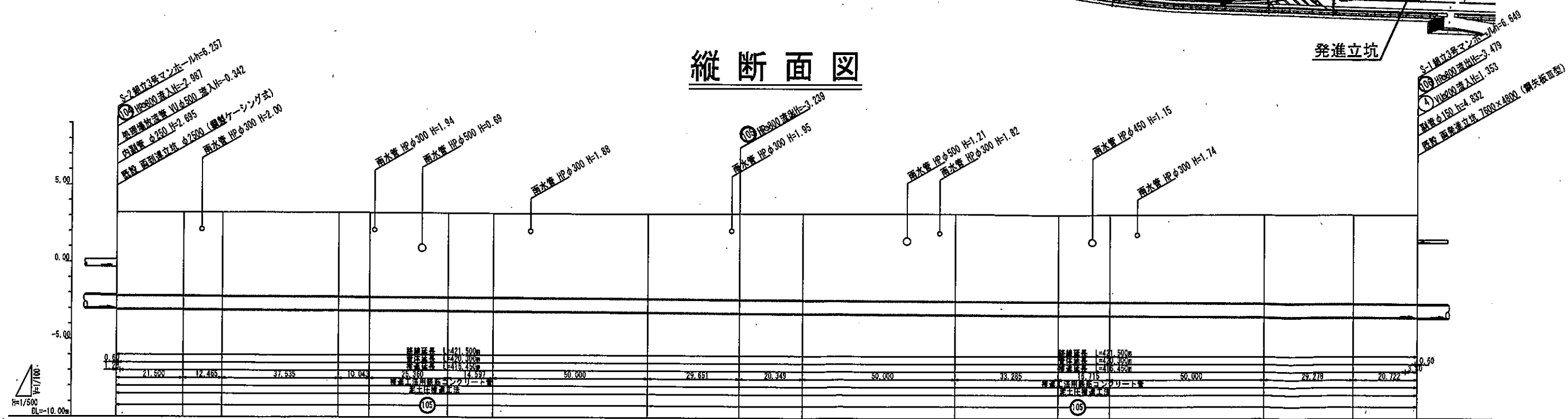
標準断面図



工事延長 L=421.500m HPφ800 (泥土圧推進工法)



縦断面図



管 径	HPφ800										HPφ800									
勾 配	1.0										1.0									
路線距離	421.500										421.500									
地 盤 高	3.22	3.21	3.22	3.20	3.18	3.17	3.16	3.13	3.19	3.21	3.11	3.15	3.20	3.19	3.17					
仕 断 高	5.38	5.39	5.41	5.43	5.43	5.43	5.43	5.46	5.55	5.59	5.63	5.57	5.63	5.73	5.75	5.75				
管 断 高	-3.037	-3.059	-3.071	-3.109	-3.119	-3.144	-3.159	-3.289	-3.239	-3.259	-3.309	-3.342	-3.359	-3.409	-3.438	-3.459				
管 底 高																				
管 底 距	421.500	400.000	397.535	350.000	339.957	314.597	300.000	250.000	220.349	200.000	150.000	116.715	100.000	50.000	20.722	0.000				
測 点	S-2	NO.8	EC.5	NO.7	EC.5	EC.4	NO.6	NO.5	EC.4	NO.4	NO.3	EC.3	NO.2	NO.1	EC.3	S-1				

(議案第 6 1 号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市阿品三丁目地内において施工する地御前 1 号幹線築造工事
(26-A) の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 地御前 1 号幹線築造工事 (26-A)

汚水管路施設工

工事延長 272.0メートル

推進工 内径 800ミリメートル

人孔工 1基

(2) 請負金額 158,112,000円

(3) 請 負 者 廿日市市桜尾二丁目 8 番 3 号

占部建設工業株式会社広島支店

取締役支店長 川 本 定 則

(4) 工 期 議決の日の翌日から

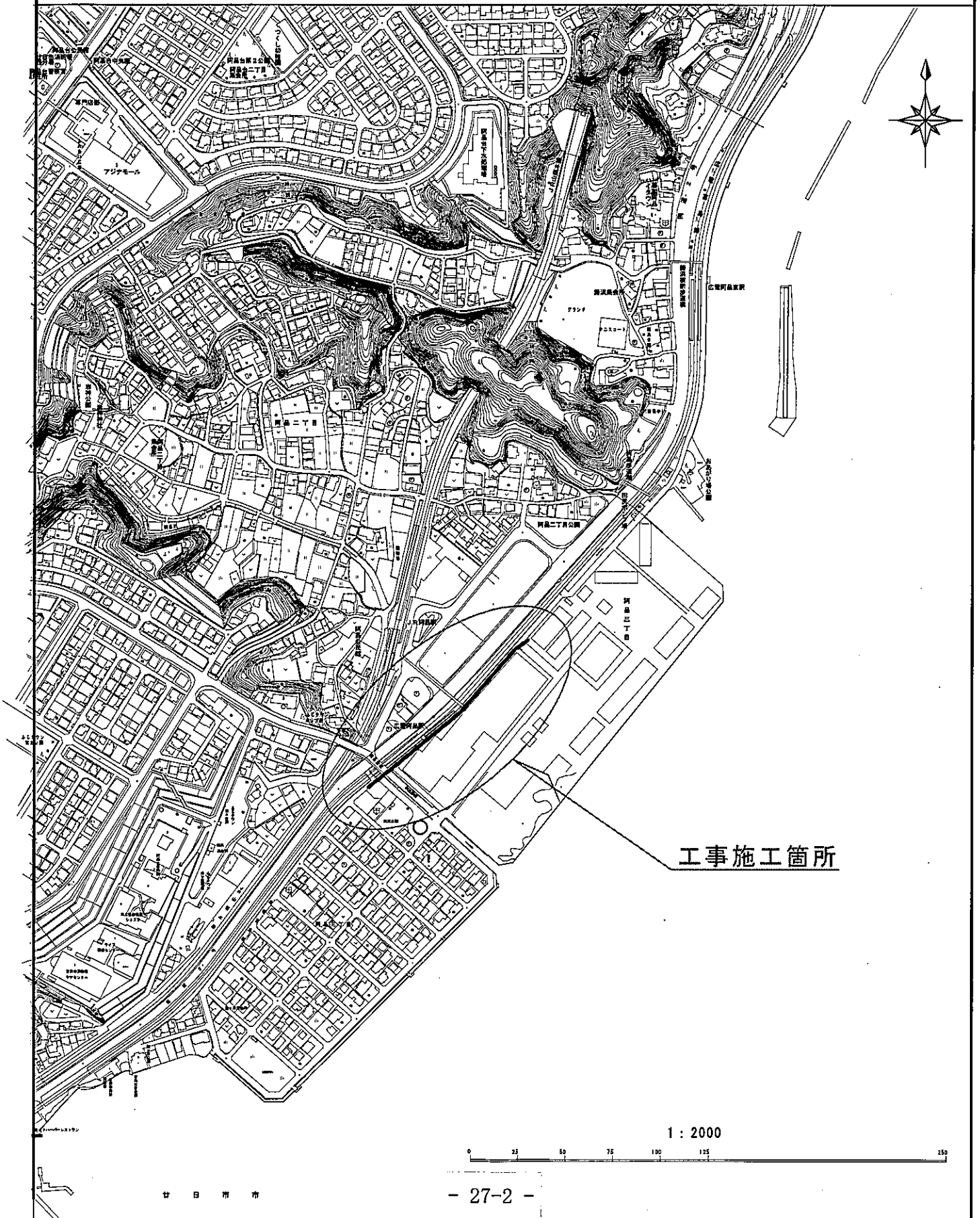
平成 27 年 2 月 13 日まで

3 根拠法令

議案第 60 号説明書に同じ。

位置図

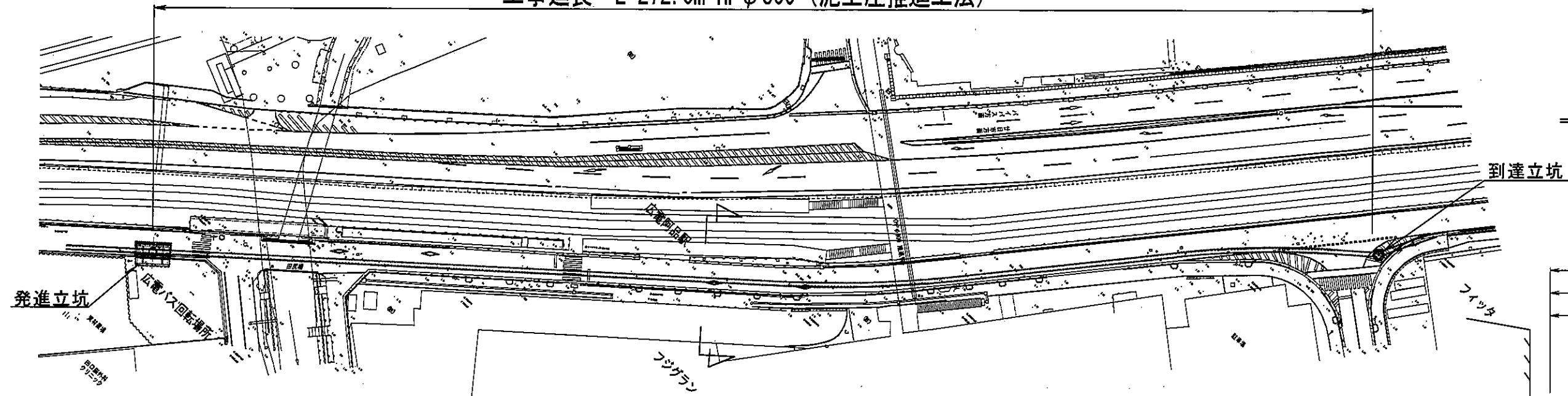
地御前1号幹線築造工事(26-A)



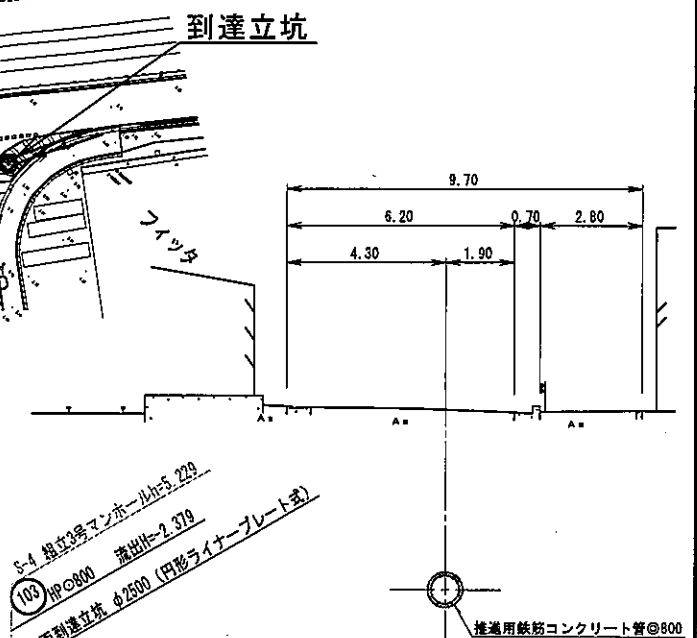
平面図

地御前1号幹線築造工事(26-A)

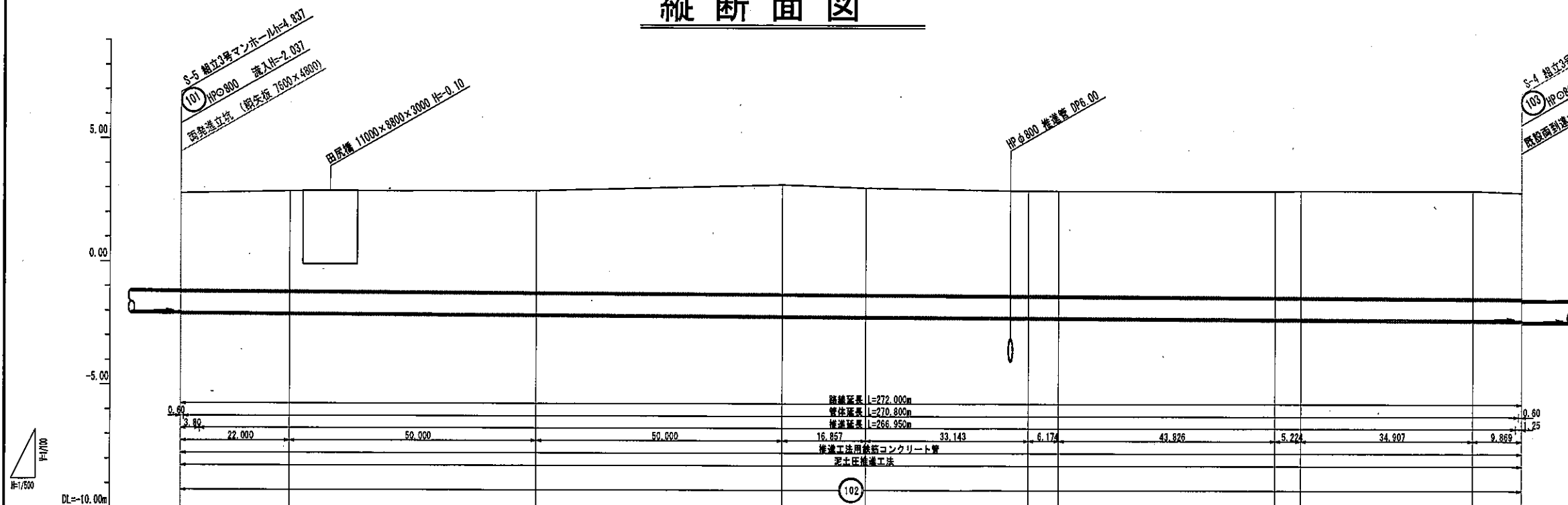
工事延長 L=272.0m HPφ800 (泥土圧推進工法)



標準横断面図



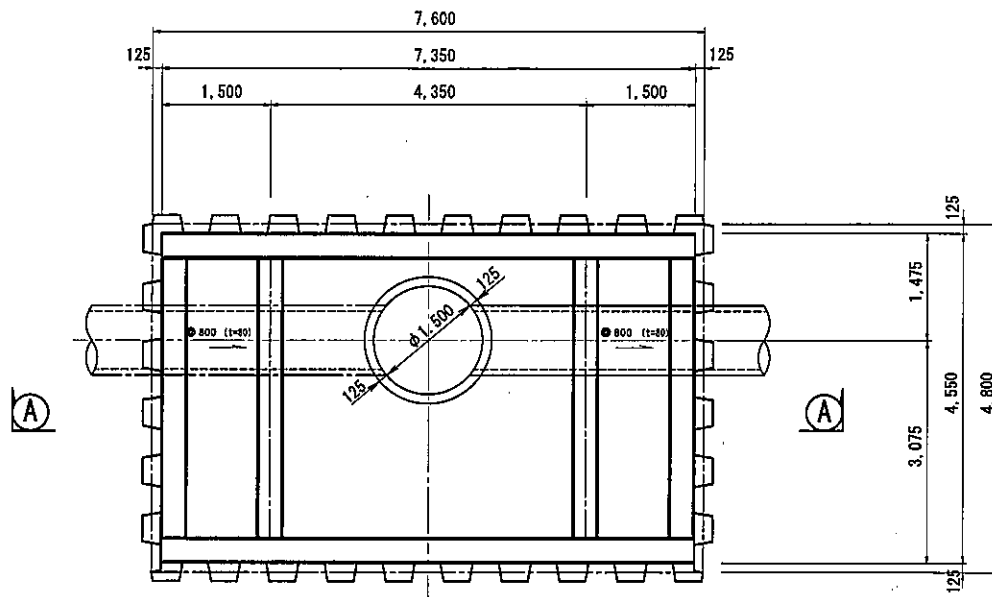
縦断面図



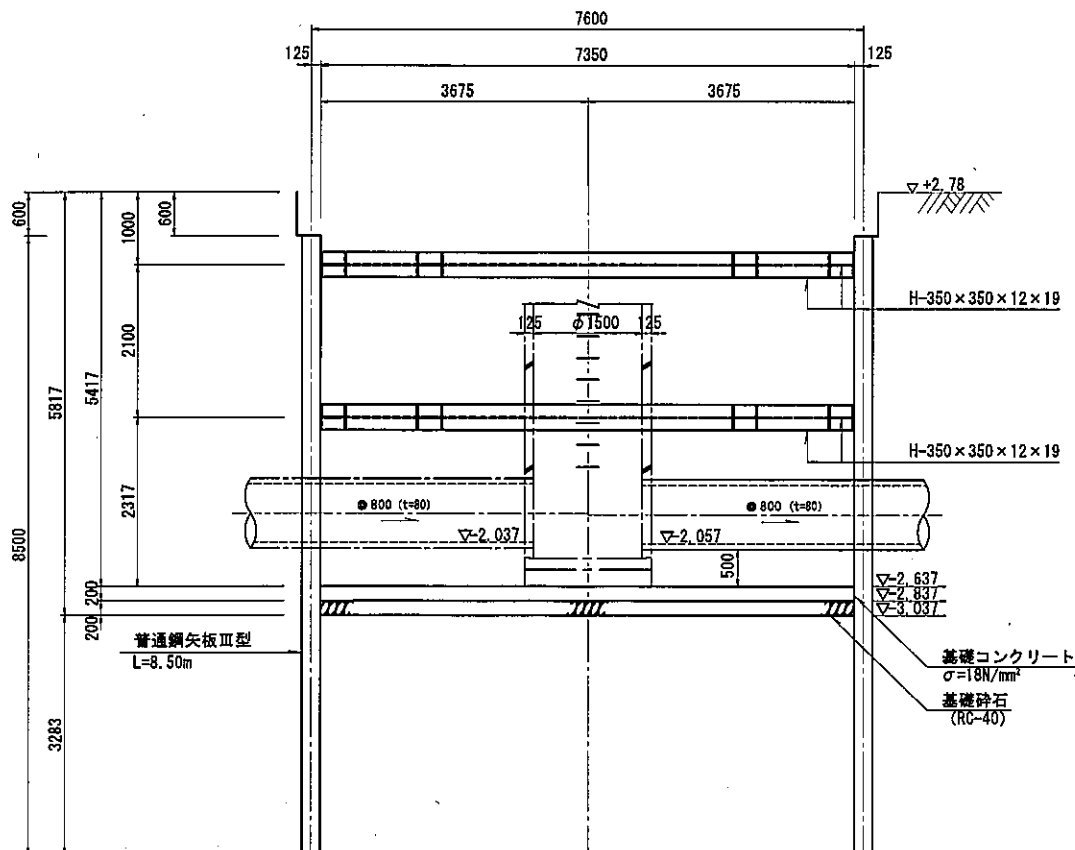
管径	HPφ800									
勾配	1.0									
路線距離	272.000									
地盤高	2.78	2.86	2.88	3.13	3.01	2.91	2.91	2.91	2.92	2.85
土盛り	3.95	4.05	4.13	4.43	4.33	4.26	4.27	4.31	4.32	4.30
管底高	-2.057	-2.079	-2.129	-2.179	-2.196	-2.229	-2.235	-2.279	-2.319	-2.329
掘削深										
起点	S-5 272.000	NO.5 250.000	NO.4 200.000	NO.3 150.000	EC.12 133.143	NO.2 100.000	BC.12 93.826	NO.1 50.000	EC.11 44.716	BC.11 8.869
終点										S-4 0.000

S-5 発進立坑構造図 S=1:50
(7,600×4,800×5,417)

平面図



①-①断面



(議案第 6 2 号)

工事委託契約の締結について

(施 設 整 備 課)

1 提案の要旨

廿日市市塩屋一丁目及び沖塩屋一丁目地内において施工する大野浦駅
南北自由通路等新設工事の委託契約を締結しようとするものである。

2 委託契約の内容

(1) 工事内容 大野浦駅南北自由通路等新設工事

道路施設

南北自由通路 一式

公衆トイレ及び附帯設備等 一式

関連市道 一式

(2) 委託金額 7 6 1, 7 6 9, 0 0 0 円

(工事に係る実施設計費を含む。)

(3) 受 託 者 広島市東区二葉の里三丁目 8 番 2 1 号

西日本旅客鉄道株式会社

執行役員広島支社長 杉 岡 篤

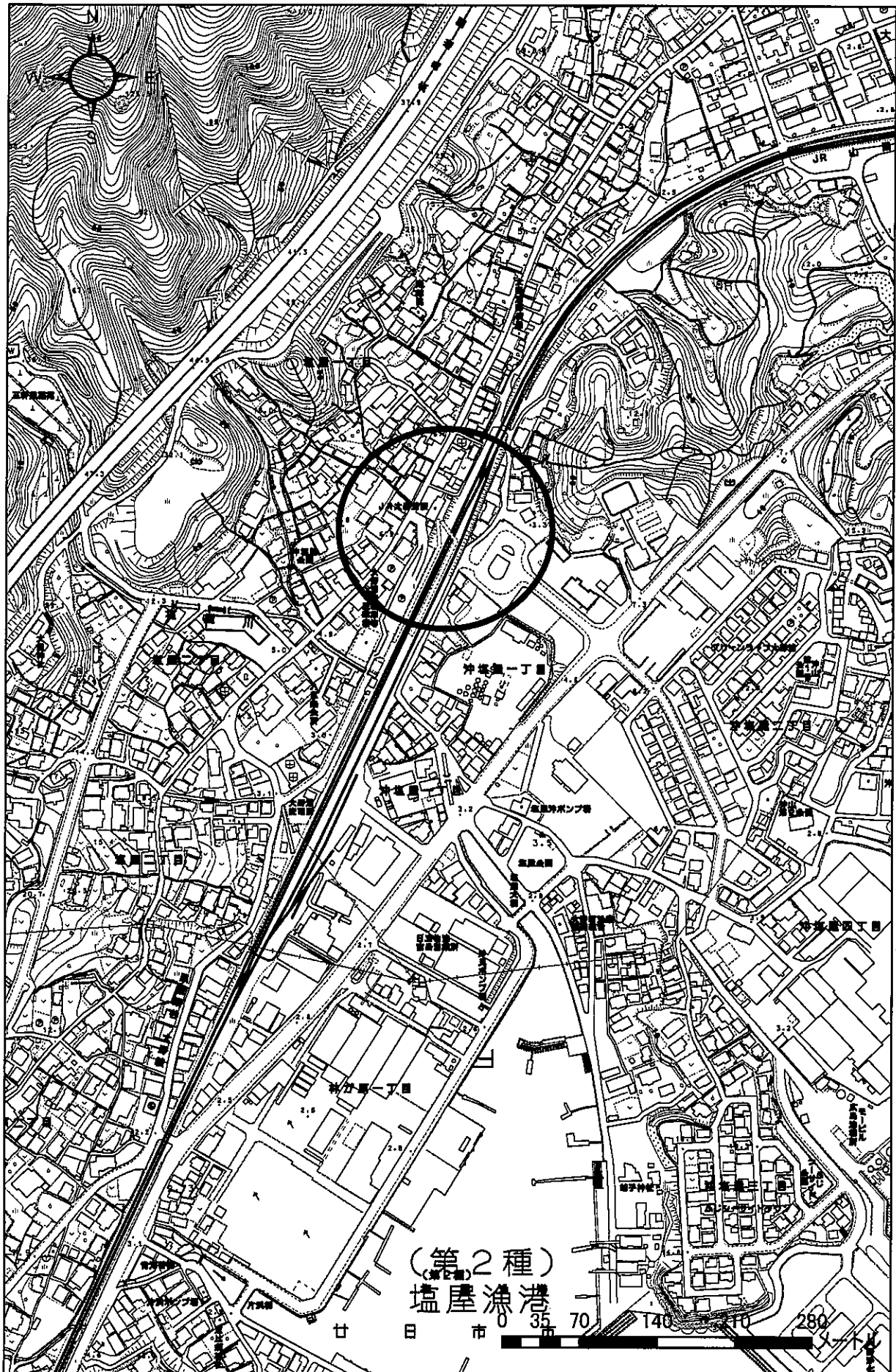
(4) 工 期 議決の日の翌日から

平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

3 根拠法令

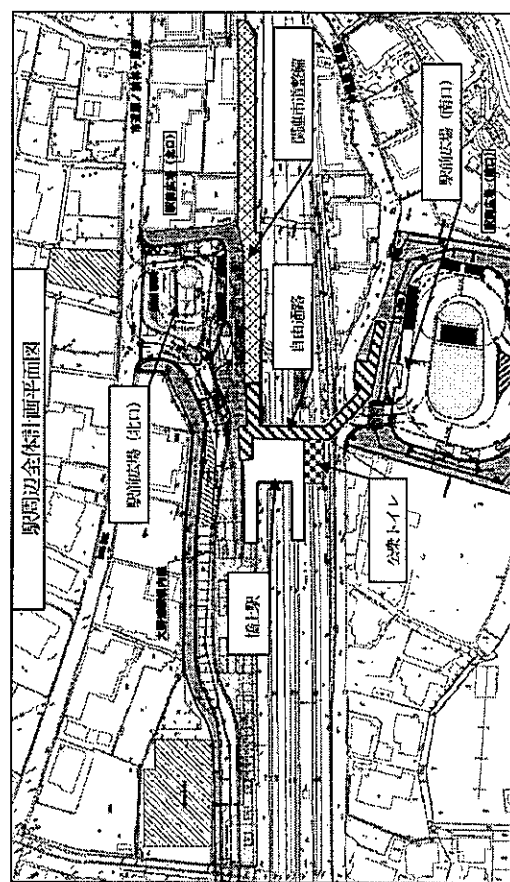
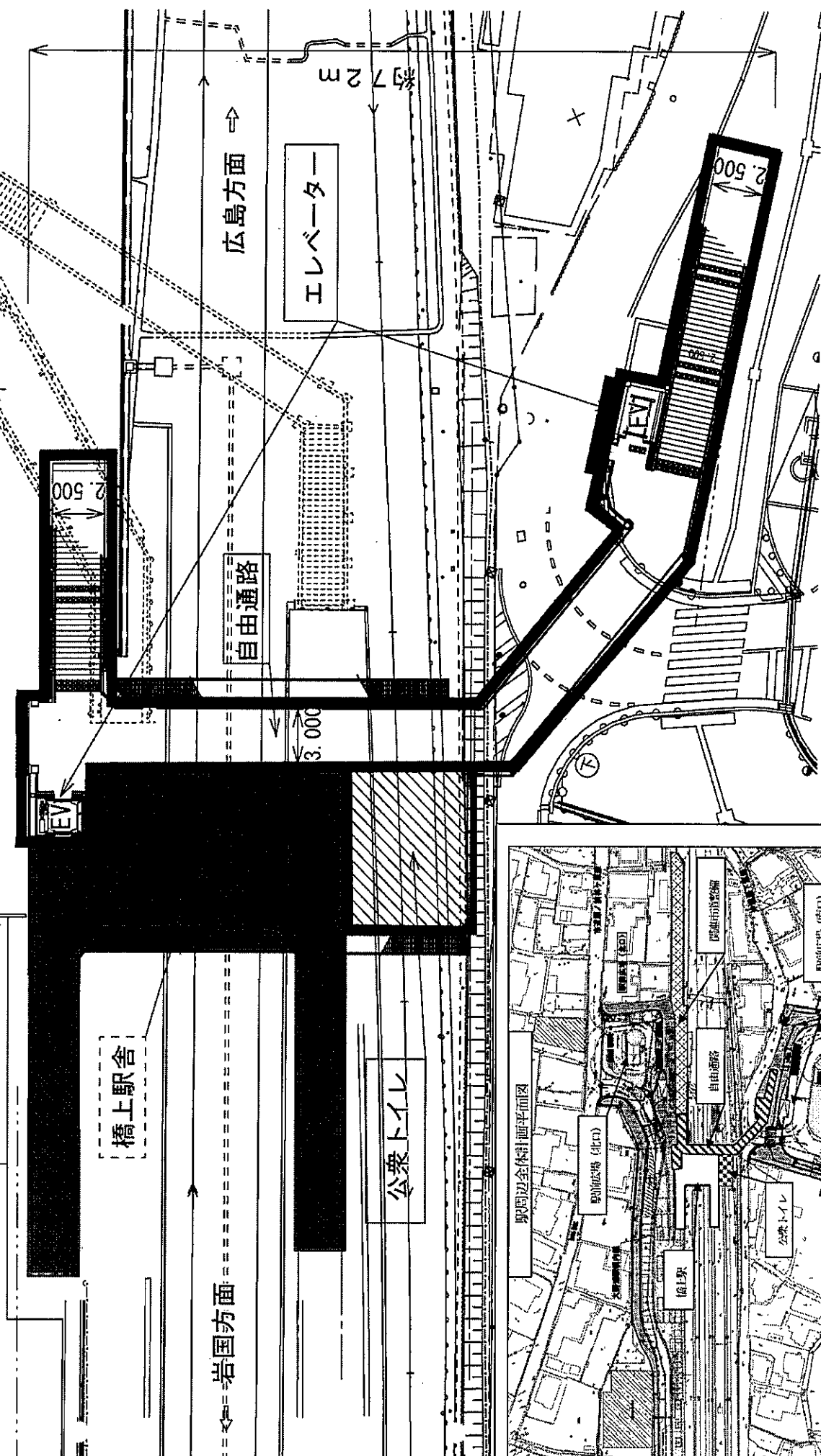
議案第 6 0 号説明書に同じ。

位置図



計画平面図

自由通路 総延長L=約72m 有効幅員W=3.0m



(議案第 6 3 号)

市道路線の認定について

(維持管理課)

1 提案の要旨

事業計画のある新設道路を、次のとおり市道路線に認定する。

認 定 す る 路 線		認 定 の 理 由
番 号	路 線 名	
1 4 0 3	第 1 2 郡 塚 線	事業計画のある新設道路を市道とするため

2 根拠法令

道路法

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

② 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

認定路線図 1



(議案第 6 4 号)

委託契約の締結について

(消 防 本 部)

1 提案の要旨

廿日市市串戸一丁目 9 番 3 3 号外 6 箇所において施工する広島都市圏消防救急デジタル無線装置等整備の委託契約を締結しようとするものである。

2 委託契約の内容

(1) 整備内容 広島都市圏消防救急デジタル無線装置等の製造等

ゲートウェイ装置 一式
遠隔制御器 6 台
19 インチラック 一式
無停電電源装置 1 台
卓上型固定移動局無線装置 一式
車載型移動局無線装置 一式
車載型受令機 一式
携帯型移動局無線装置 120 式
可搬型移動局無線装置 一式
卓上型受令機 一式
基地局無線装置 一式
空中線共用器 一式
同軸避雷器 一式
空中線 一式
直流電源装置 一式
直流分電盤 一式
交流分電盤 一式
引込開閉器盤 一式
中継端子盤 一式

非常用発動発電機 一式

サージ防護デバイス盤 一式

空調機 1 台

局舎 一式

(2) 委託金額 470,821,090 円

(3) 受託者 広島市

代表者 広島市長 松 井 一 實

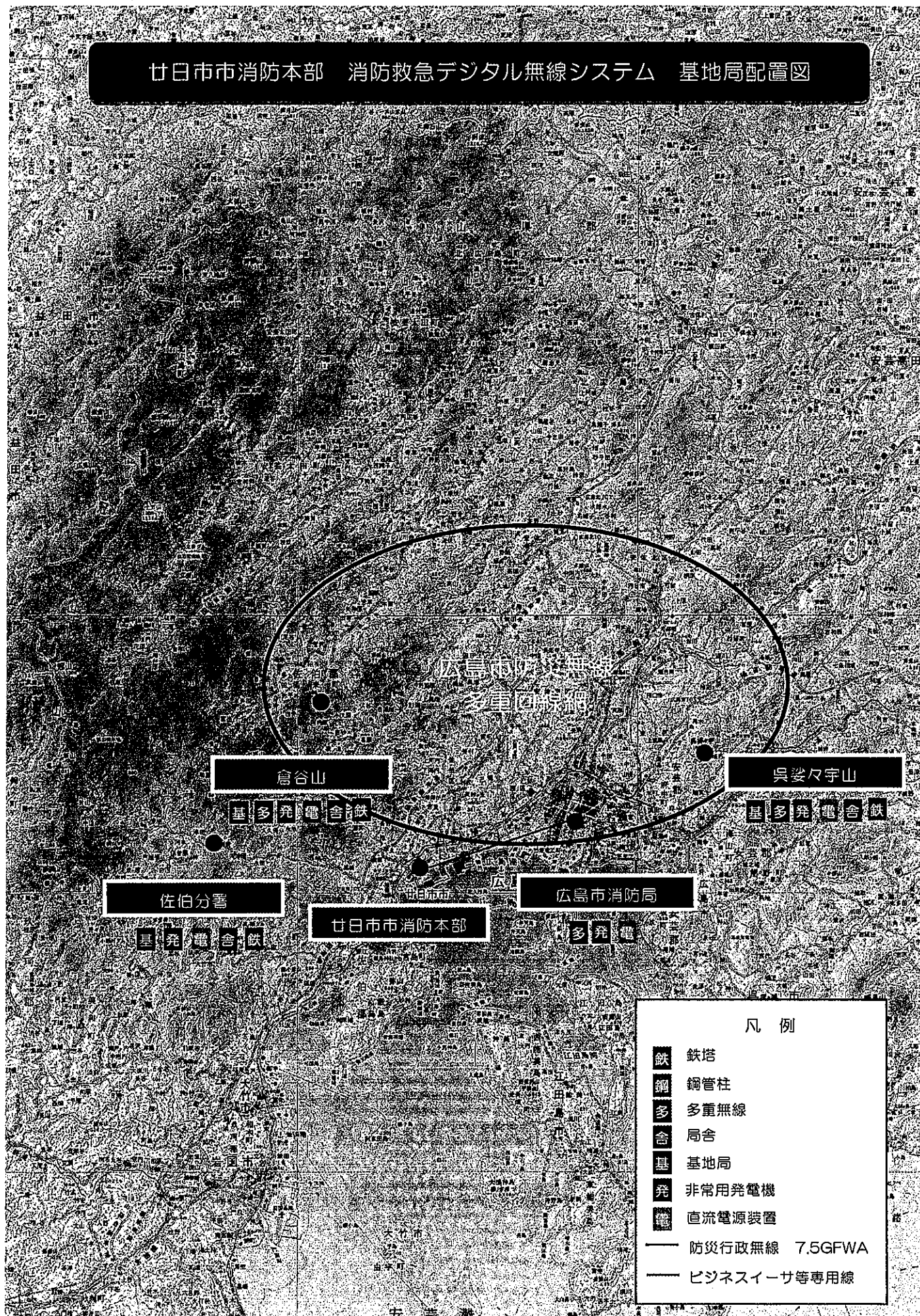
(4) 工 期 議決の日の翌日から

平成28年3月31日まで

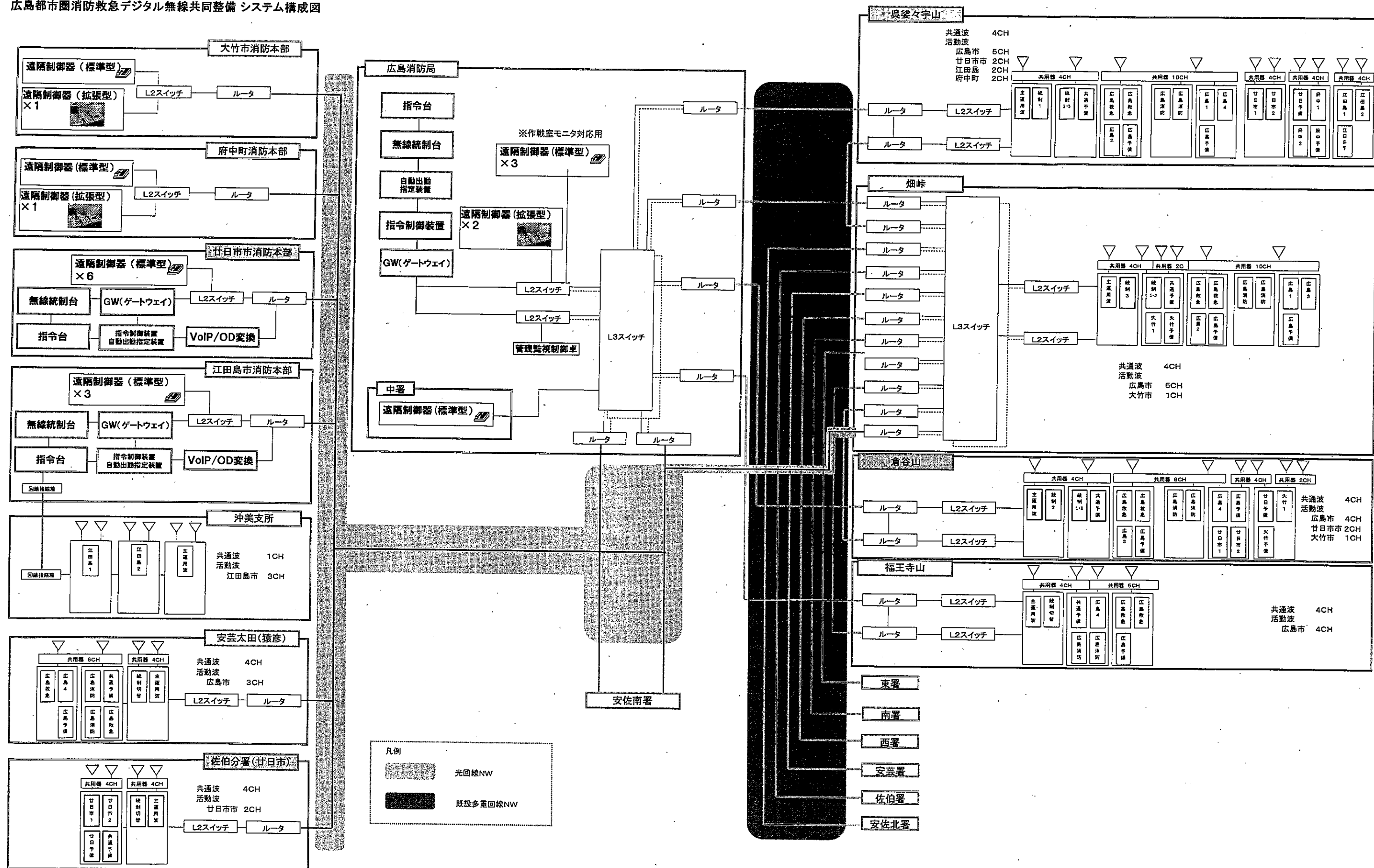
3 根拠法令

議案第60号説明書に同じ。

廿日市市消防本部 消防救急デジタル無線システム 基地局配置図



広島都市圏消防救急デジタル無線共同整備 システム構成図



(議案第 6 5 号)

廿日市市教育委員会委員の任命の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 大西利武委員が、平成 2 6 年 6 月 2 5 日をもって辞職するので、その後任委員を任命しようとするものである。

(2) 後任委員

山 田 恭 子 (新任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

大 西 利 武

山 川 肖 美

中 尾 好 美

澁 谷 憲 和

山 下 芳 樹

奥 典 道

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 4 条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(諮問第1号)

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(人権・男女共同推進課)

1 提案の要旨

- (1) 貸川奈智枝委員、藤山節子委員、新居克己委員及び佐々木三郎委員は、平成26年9月30日をもって任期が満了するので、その後任委員を推薦しようとするものである。

(2) 後任委員

藤 山 節 子 (再任)

新 居 克 己 (再任)

佐々木 三 郎 (再任)

白 築 京 子 (新任)

- (3) 現在の委員は、次のとおりである。

貸 川 奈智枝

西 本 タツ子

市 里 尚 弘

兒 玉 宣 明

原 いち代

山 中 攻 治

藤 山 節 子

前 田 幸 子

石 社 京 子

新 居 克 己

青 木 敬 子

藤 咲 俊 昭

星 野 弥 生

宮 本 守

岡 崎 和 生

佐々木 三 郎

正 留 律 雄

2 根拠法令

人権擁護委員法

第6条

- ③ 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

